

## 経営事項審査の改正に伴う申請の際の注意点について

### 〈改正後の審査制度での審査開始時期について〉

- ・経営事項審査の改正（令和8年7月1日施行）後の審査制度が適用される申請は以下のとおりとなります。

現行の審査制度が適用される申請	改正後の審査制度が適用される申請
令和8年6月30日までに、土木部監理課建設業グループに <u>到着した</u> 申請。  <b>※当日消印有効ではなく<u>監理課必着</u></b>	令和8年7月1日以降に、土木部監理課建設業グループに到着した申請。

※電子申請及び対面審査においても同様の取扱いとなります。

※現行の審査制度で経営事項審査を受審されたい場合は、**必ず令和8年6月30日までに、土木部監理課建設業グループに申請書類が到着するようにしてください。**郵送遅延等理由の如何にかかわらず、いかなる事情があっても一切認められませんので、ご注意ください。

※期限間際に申請される場合は、電子申請または持ち込みによる申請を推奨します。

### 〈申請書の様式について〉

- ・現行の制度で受審をする場合は現行の申請書の様式を使用するようにしてください。改正後の審査制度で受審する場合は、改正後の様式を使用するようにしてください。
- ※建設業担当ホームページ上では、新様式及び旧様式のどちらも公開しておりますので、申請書を作成する場合は、ご注意ください。